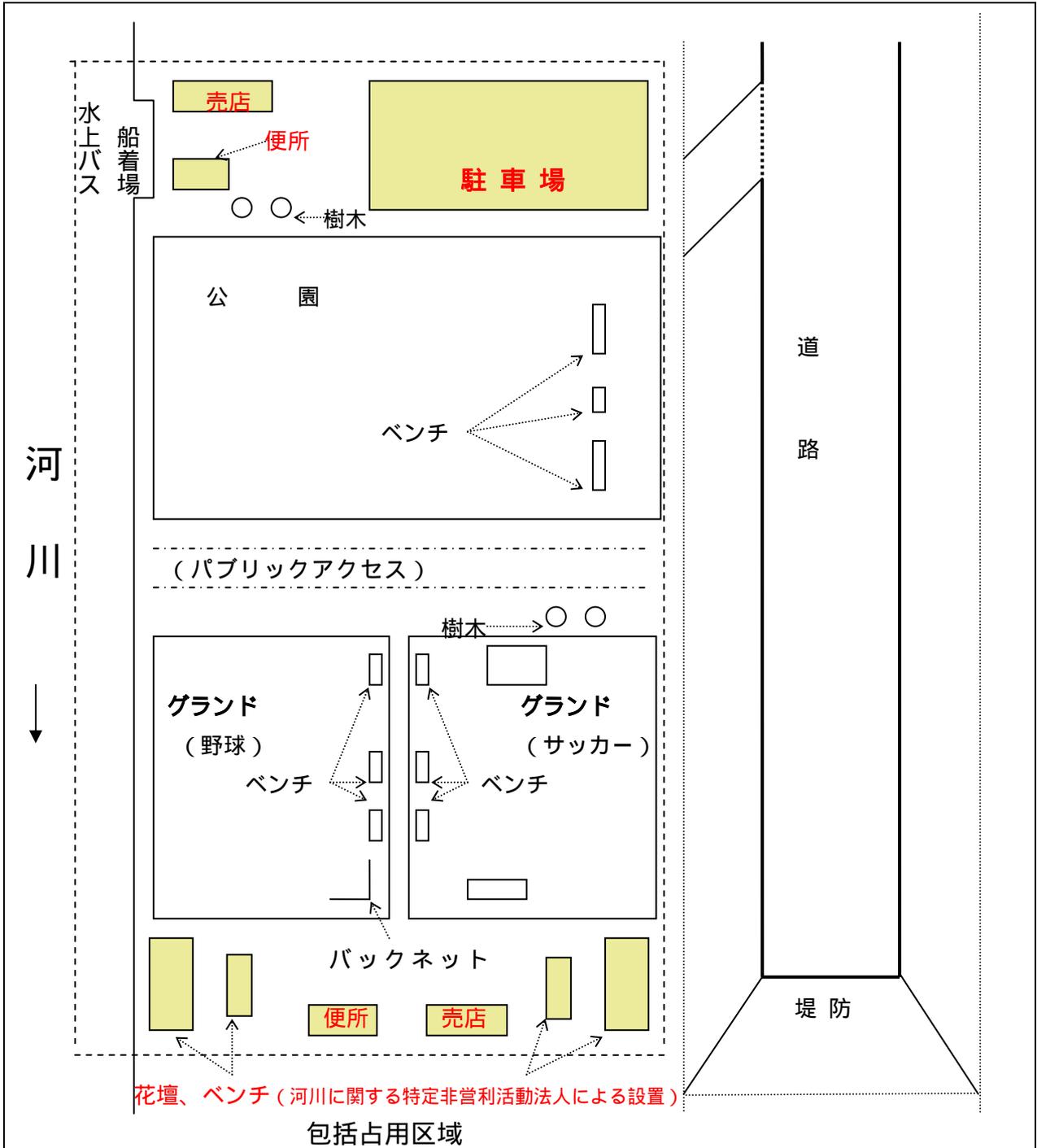


包括占用イメージ図



包括占用の目的に適合する駐車場、売店について、包括占用区域内の適正な箇所に設置できる。

特に、駐車場は、1箇所に集約することができるため、敷地の有効利用が図られる。

河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限り、包括占用区域を使用することができる。